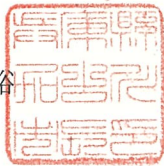


市道の区域変更及び供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、道路の区域を次のように変更し、令和8年8月3日から供用を開始する。その関係図面は、一般の縦覧に供する。

令和8年8月3日

加古川市長 岡田 康裕



記

1. 区域を変更する路線 下記のとおり

整理番号 路線名	道路の区域			
	区間	新旧	敷地の幅員 (m)	延長 (m)
04-2646 新在家区画道路46号線	平岡町新在家字蛭池96番8地先から 平岡町新在家字蛭池96番8地先まで	新 旧	— (※1)	— (※1)
04-2650 新在家区画道路50号線	平岡町新在家字蛭池79番1地先から 平岡町新在家字蛭池79番1地先まで	新 旧	— (※2)	— (※2)

(※1) 平岡町新在家字蛭池96番9を道路区域に加える。なお、敷地の幅員及び延長に変更はない。

(※2) 平岡町新在家字蛭池96番9、96番10を道路区域に加える。なお、敷地の幅員及び延長に変更はない。

2. 縦覧場所 加古川市加古川町北在家2000番地
加古川市役所 新館6階
加古川市建設部土木総務課

3. 縦覧期間 令和8年8月3日（月）から8月17日（月）まで
午前8時30分から午後5時15分まで
ただし、加古川市の休日を定める条例（平成2年条例第1号）第2条第1項に規定する市の休日は除く